

**「社会福祉法人等による地域支え合い活動促進事業」  
公募型プロポーザル審査要領**

**1 審査対象者**

審査は、次の各号のすべてを満たす事業者を対象にする。

- (1) 別途定める「「社会福祉法人等による地域支え合い活動促進事業」公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす事業者。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、遅延なく必要な書類のすべてを提出した事業者。
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した事業者。

**2 審査方法**

- (1) 審査は、「社会福祉法人等による地域支え合い活動促進事業」公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）の審査委員により、行われるものとする。
- (2) 審査委員は、審査対象者から提出された企画提案書について、書面により審査する。
- (3) 審査委員は、「社会福祉法人等による地域支え合い活動促進事業」公募型プロポーザル審査表の評価基準に基づき評価を行う。
- (4) 評価点数の算出方法は、各評価項目毎の評価得点の総和をもって、企画提案者の評価点数とし、評価点数の合計の多い者から順に、順位をつける。なお、満点は、100点とする。

**3 審査項目等**

審査会における評価は、審査表に記載した評価項目、着眼点等及び配点による。

**4 委託先候補の特定**

- (1) 上記で算出された評価点数について、評価を行った全委員分をとりまとめ、1位の数が多かった者を委託先候補として特定する。
- (2) 1位の数が同数の場合は、審査会で審議のうえ、委託先候補を特定する。
- (3) 参加申込業者が1社の場合は、全委員が総和70点以上の評価をつけた場合に、委託先候補として特定する。
- (4) 審査の結果、委託候補先として適当な申込業者がないと判断される場合には、再度募集の手続を行うものとする。

**附 則**

この要領は、令和4(2022)年5月25日から適用する。

この要領は、選定された委託候補者との委託契約締結日、又は令和5(2023)年3月31日をもってその効力を失う。